

平成20年12月11日

自由民主党 法曹の資質について考える会
稲田朋美, 柴山昌彦, 古川俊治,
牧原秀樹, 丸山和也, 森 雅子

意見書

1 現状

現行の司法制度改革は、「より身近で、速くて、頼りがいのある司法」を目的としている。すなわち、法曹人口の大幅な増加の趣旨は、国民が質の高い司法サービスを容易に受けることができることであり、質の高い弁護士が養成されることが不可欠の前提であるといわなければならない。具体的には、21世紀の司法を担う法曹に必要な資質として、「豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等」が求められるが（司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日）（以下「審議会意見書」という。）56頁）、現行制度において法曹人口を増加させることが、このような資質を備えた法曹を養成することになるかについては重大な疑義がある。

すなわち、「平成22（2010）年ころには新司法試験の合格者数を年間3,000人とすることを目指す」という方針のために、従来の司法試験では合格できなかったレベルの者が合格することとなり、司法試験合格者の資質に格差が広がっている。多数の司法試験委員が「合格者の専門的知識や思考力のレベルが低下した」とコメントしている上、司法研修所での修習及び各地方での実務修習の総仕上げである二回試験に合格できなかった者（不合格及び合格留保（60期から合格留保制度廃止））も、かつて毎年数人以下であったものが100人を超えるなど、司法試験に合格している修習生の資質に大きな問題が生じており、このような多数の不合格者を出す状況は、法科大学院修了生である新60期においても同様である。

さらに、法曹に必要な資質は司法修習を修了するだけで獲得できるものでは到底あり得ない。独立して業務を行えるようになるためには、最低数年間は先聲弁護士について実務経験を積み、その過程で研鑽していくことが必要である。しかし、現在では、受け皿となる法律事務所も法曹資格者の増加に対応することができず、司法修習修了後直ちに独立す

る弁護士（タク弁、ソクドク弁護士）、他の弁護士の事務所を借りて一人で業務を行う弁護士（ノキ弁）が増加している。特に東京を中心とした大都市圏において顕著であるが、新人弁護士の急増のため、このような実務を通じての基礎教育の場を提供することが非常に困難な状況となっている。また、地方において新人弁護士が地方で開業する事例も目立ってきているが、実務を通じての基礎教育を受けていない弁護士が増加することは地方にとっても大きな問題である。すなわち、特に現在「弁護士過疎」の状況にあり司法サービスを提供する必要がある高い地方にあっては、法曹が法律問題全般に対する広い知識と経験を有していることが重要であるが、実務トレーニンングを受けていない弁護士ではこのような期待される役割を果たし得ない。それ以上に、本来であれば依頼者に認められるべき権利を確保することができない、或いは、抜本的な紛争解決を行うことができない等の理由により、依頼者の利益を損なうおそれがある。

この様な状況では、多様化・高度化する法曹に対する需要に応えられず、質の高いサービスが容易に受けられるという司法改革の趣旨は満たされない。また、タク弁、ソクドク弁護士等が増加すると、これらの弁護士は一般に収入が安定しないことから、有為の人材がリスクを冒してまで法曹となることを避けてしまい、結果として法曹に必要な資質を有する者が法曹となることを詰める悪循環のおそれも懸念される。さらに、収入の安定しないタク弁、ソクドク弁護士等は、債務整理等における非弁活動等に携わるおそれもあり、国民生活に対して弊害となる危険性さえある。

一方で、受け皿として期待されていた産業界においてすら、法律事務が必要となれば顧問弁護士に依頼すれば足りるため、組織内弁護士として弁護士を雇用する必要はないと主張する企業が多く、弁護士採用には消極的であるし、雇用を考えるにしても「質の高い弁護士がいれば採用する」と主張している。このような現状の下では、新人弁護士が組織内弁護士として実務を通じての基礎教育を積む機会にも乏しく、結局は法律事務を通じて質の高い法曹を養成していく以外には、産業界の求めているような法曹の数が増加することは期待できない。

以上のように、単に合格者数を増加させる現行方針は、「より身近で、速くて、頼りがいのある司法」という司法改革の趣旨に全く合致していないどころか、国民の権利を損ない、司法に対する信頼を崩壊させかねない危機的状況を作り出している。資質を備えた法曹を着実に養成していくことこそ政府の責任であり、その基盤を速やかに整備した上で、法曹人口を増加させていくべきである。司法制度改革の基本を定めた司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）も、司法試験合格者数を年間3,000人程度とすることを目指すにあたって「法曹の資質が確保されることを前提とすべく、「法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら」であることを明記しているのであり、このことを改めて想起し確認する必要がある。

以下に掲げる提言を基に、質の低い法曹を生み出している現行の法曹人口に関する方針を直ちに見直すよう要請する。

2 具体的提言

(1) 現実的な合格者数の宣明一閣議決定に反しないこと

新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めた結果、平成22年ころに3,000人を合格させることは現実的ではないことを、政府として明確に宣明すべきである。現時点で得られた法科大学院の理想に関する情報や司法研修所での二回試験の結果、法律事務所の業務指導許容能力等をふまえれば、毎年適正な合格者数はせいぜい現在の半分程度の1,000人であると考えられる。

(2) 二回試験の厳格な運用

二回試験は、実社会に出る法曹の最後の関門であり、この運用を緩くすると、司法修習生の真摯な学習に対する動機付けも弱まり、資質のない法曹が増大することは明らかである。したがって、「せつかく司法試験に合格したのに落ちるのはかわいそう」などという同情心から試験の判定が緩むことのないよう、厳格な運用をすべきであり、そのための具体的な施策を検討し、実行すべきである。

(3) 法科大学院は、純然たる実務的な法学教育機関とし、司法試験と切り離す

本当に多様な人材を法曹にすることを旨とするのであれば、現状のように法科大学院を経由することを義務化することは疑問である。法科大学院に入学する社会人は年々減少を続けている。社会人が法科大学院の授業にフルタイムで参加するためには、一般的には退職しなければならぬため、新司法試験受験を諦めている社会人は多いと考えられる。

しかも、現状の法科大学院の多くは優秀な教員が不足し、前記1の「法曹に必要な資質」を得るに必要かつ十分な教育を施す法科大学院は必ずしも多くないと考えられるため、これを經由することを義務化する根拠を欠いていると考えられる。

本来司法改革が目指していたのは、多様な社会経験を持った人材が法曹として活躍することであり、司法試験は、仕事をしながらでもチャレンジできる試験であるべきである。新司法試験の受験資格を法科大学院修了者に限っていることは大きな誤りである。

法科大学院が真に価値ある教育を行っていれば、法曹志望者や司法試験に合格した後の者、直接司法試験合格を目指さなくても高度で実務的な法学をさらに学ぼうとする者などがおのずと集まるはずである。受験資格を与える特権を法科大学院が持っている限り、法科大学院の強い自効努力を促すことは難しい。一部の法科大学院は、新司法試験の合格率を競うことに注力するあまり、予備校的な教育を施すに過ぎない状態となっており、さらに新司法試験に向けて法科大学院とは別に予備校に通う者が多数存在するなど、旧司法試験の弊害（「司法試験における競争の激化により、学生が受験予備校に大幅に依存する傾向

が著しくなり、『ダグナルスクール化』、『大学難れ』と言われる状況を招いており、法曹となるべき者の質の確保に重大な影響を及ぼすに至っている」審議会報告書(61頁)の解決には程遠い状況にある。直ちに受験資格の再検討をすべきである。

司法制度改革は夢見る改革であってはならない。現実の生身の国民の生活に最も良い結果をもたらすべきで、現実離れするようなことがあってはならない。上記提言の実践こそが真の国民のための司法制度改革と言えよう。

以上